# 山形県屋外広告物条例に基づく指定地域の一部改正について

## 1 概要

東北中央自動車道東根北ICから村山本飯田ICまでの間が供用開始されたことに伴い、「山形県屋外広告物条例に基づく指定地域」(昭和49年12月県告示第1941号)(以下「告示」という。)の一部を改正するもの。

### 2 内容

### (1) 告示第4項の改正

# ア 規定内容

高速道路(供用区間)及びその両側500メートル以内の地域については、 告示第3項第1号イにより第2種特別規制地域に指定している。

また既存不適格による5年間の猶予期間を目的とした供用直前の屋外 広告物の設置を防止するため、高速道路が都市計画決定されてから供用 を開始するまでの期間についても、告示第4項により当該都市計画道路 及びその両側500メートル以内の地域を第2種特別規制地域にしている。

## イ 改正内容

令和4年10月29日に東根北IC~村山本飯田IC間が供用開始されたことにより、告示第4項第1号による村山尾花沢線(村山IC~尾花沢IC間)の指定及び同項第2号による東根村山線(東根IC~村山IC間)の指定が不要となったため、削除するもの。

# ウ 山形県景観形成審議会の意見

山形県屋外広告物条例第19条の規定により、山形県景観形成審議会に 意見を求めたところ、変更することを適当と認める答申がなされている。

# (2) その他

規定の整備のため、第3項第2号、第4項柱書及び第5項を改正するもの。